

権利保護基盤の強化に関する専門調査会(第5回)  
「模倣品問題に関する被害状況および提言」

2004年2月18日

本田技研工業株式会社

取締役相談役 吉野浩行

# 模倣品問題の再認識

この数年の官民あがての模倣品対策の結果、各企業の権利行使や行政摘発による模倣品の排除は、効果があがっている。

現在、政府において検討されている、

1. 日本での水際及び国内での取締りの強化
2. パブリックコメント等を通じての民間からの意見聴取と各制度への反映
3. 二国間協議、他国間協議による相手国政府への働きかけ

については、引き続き強力に推進をお願いしたい。

さらに、

世界の競争秩序の維持、日本の産業競争力維持強化、の観点から、模倣品問題を世界レベルの通商問題として再認識し対策を計るべきではないか。

# 二種類の模倣品

## 1. 完全に模倣するもの

デザイナーブランドのバッグ、時計、たばこなど

消費者には本物と見分けがつかないぐらいに完全に模倣する  
模倣者は違法性を認識しており、悪であり、逃げようとする。  
したがって、見つけ次第、摘発できる。

この対策には法制度を整備し、取締りをより強化することにより効果があがる。

## 2. 模倣であるが、ごく一部を変更するもの

多くの日本の工業製品の模倣品はこの種類になると考えられる。

商標の一部、意匠の一部を変更しており、模倣者は変更を理由に、違法性を否定する。  
そのため侵害判断のプロセスが必要になり、そこで模倣者はチャレンジしてくる。

**この種類の模倣は、国家間の産業競争力自体の問題に直結し、注意が必要**

# 商標一部変更、意匠はそのまま流用の例



## 例:HONDA:HAODA

この機種のHondaの意匠権は中国にはない。  
商標権侵害としては相手は意図的に変更しているため裁判で争うことになる。  
外観は似ていても、性能、品質は大きく異なる。



そのほかにも、HONUUA HONGDA HOMDA などがある。

# 意匠一部変更の例

## Honda CRV



## 模倣車



内外装は模倣しているが、シャーシ、エンジンについては異なり、車の性能は全く違う。  
現在、意匠権侵害として中国で裁判中



# 欧米の自動車：意匠一部変更の例

**VW Polo**



**模倣車**



VWの模倣車は、この2月に発表されたが、「Poloを模倣したので同じ車が半額以下で買える」と宣伝している

**GM Matiz**



**模倣車**



GMの模倣車は寸法が同一で、ほとんどの部品の互換性があるが、フロントマスクをわずかに変更し、それが違いだという。中国から既に欧州に輸出開始されている。

# 日本の自動車：意匠一部変更の例

いすゞ D-MAX



ダイハツ ATREI



模倣車



模倣車

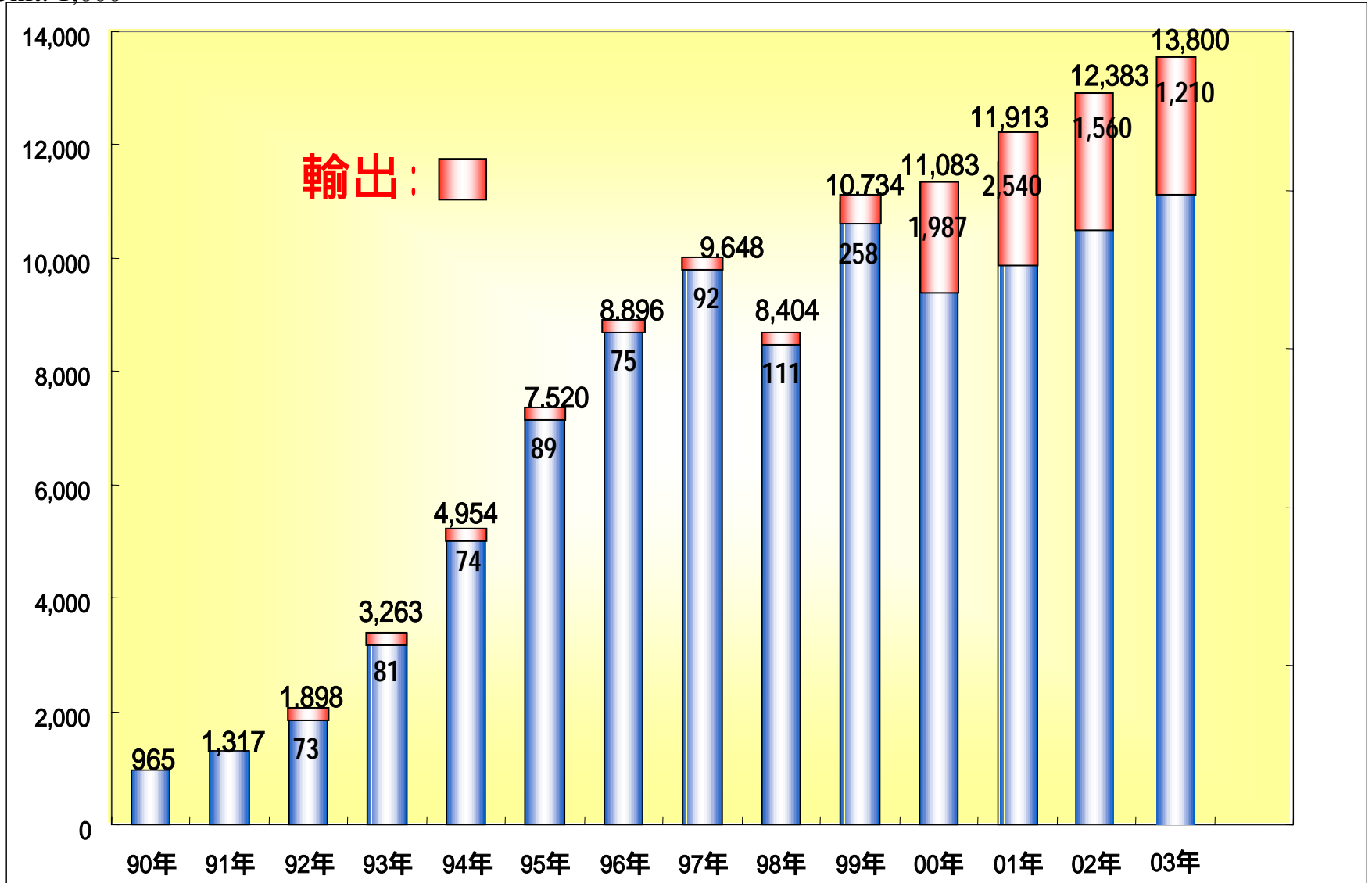


このほかにも自工会で把握している日本の自動車の意匠の模倣車は、トヨタハイエース、トヨタハイラックスサーフ、ダイハツシャレード、いすゞELF など、また意匠の冒認出願、商標の一部変更などが多数ある

# 中国製二輪車の世界への輸出経緯を見ると

中国市場は1000万台前後だが、生産能力に余力が生じると輸出が拡大した。

Unit: 1,000





# 輸出先国での摘発 (意匠権侵害の例)

## Honda



## 模倣車



ベトナムで摘発  
(意匠権侵害)



タイで摘発  
(意匠権侵害)



日本の税関  
で摘発  
(意匠権侵害)

# 知財対応をしなければいけない輸出国

2003年の中国製二輪車の輸出国: 159カ国 275万台(想定台数)

(約30%がHonda二輪車の模倣)

ナイジェリア、**ミャンマー**、**イラン**、インドネシア、日本、アメリカ、フィリピン、**ラオス**、マレーシア、メキシコ、**レバノン**、トーゴ、パキスタン、UAE、ベトナム、バングラデシュ、カメルーン、マリ、カンボジア、スリランカ (以上の20カ国で87%を占める)

(青字の国は意匠制度がなく一昨年から急速に増加)

Hondaが現在、警告、裁判などの知財対応を行っている国: 27カ国

(但し、Honda汎用エンジンのケースを含む)

ベトナム、マレーシア、インドネシア、パキスタン、イギリス、ハンガリー、アイスランド、オランダ、ポーランド、スイス、ノルウェー、スウェーデン、UAE、イラン、日本、ペルー、**中国**、**タイ**、**アメリカ**、**ドイツ**、**イタリア**、**フランス**、**スペイン**、**ポルトガル**、**デンマーク**、**南アフリカ**、**フィリピン**

(赤字の国は裁判も行っている国)

# 状況の整理

1. 商標、意匠の一部を変更するような模倣者は、知財侵害については争ってくる。  
(模倣者による中国での冒認出願、日本の実用新案への大量出願にも注意)
2. 中国内での生産販売がある段階から輸出されるため、全世界対応が必要。  
(多くの工業製品が同じような経過をたどると予測でき、世界経済への影響が大きい)
3. 自分で研究開発をせずに模倣するため性能、機能は劣り、安くできる。
4. 安いために市場に食い込むが、消費者に安全、品質上のリスクが生じる

消費者の安全、市場の維持、自社ビジネスを知的財産制度で防衛するためには、

1. 防衛出願件数、出願国の増加  
(Hondaの例では5億円/年以上模倣対策用の新規出願が必要だが、全輸出国のカバーはできない)
2. 係争訴訟対応の強化  
(Hondaの例では3億円/年以上が全世界での模倣対策費用だが、対応しきれない国、案件もある)
3. ビジネスラインとの連携  
販売店網など自社全世界ネットワークを活用した監視活動や広告キャンペーンが必要。

**企業としての努力はする一方で、産業の発展、健全な競争という観点から根本的に解決する方向性がないか。**

# 模倣品対策におけるHondaからの提言

## 被害状況：

日米欧の多くの工業製品が模倣されている

- 模倣品生産国の国内市場でも消費者、真正品のメーカーが被害を受けている
- 模倣品生産国から世界の市場に氾濫し、真正品が駆逐されることもある

## 模倣品メーカーの態度：

知財制度の欠点、限界をついてくる

- 全世界に知財を網羅的に出願するのは現実的に無理
- 知財制度、体制が整備されていない国では権利行使困難
- 一部変更した模倣の場合、判断に時間がかかり被害拡大

知財制度、日本の枠を超えた問題として認識すべき

G8、WTO、FTAなど閣僚レベルの場で議題としてとりあげ、「世界の通商問題」として認識すべき

提言

世界レベルでの健全な競争秩序の確保という観点から、競争で互いに相手の知的財産を尊重し、乗越える努力をすることが産業を発展させるという共通認識を世界でもつよう、より広い枠での推進を提言したい。